

令和7年度 個人住民税のしおり

個人住民税（市・県民税）は、1月1日現在の住所地で前年中（令和6年1月1日～令和6年12月31日）の所得等を申告していただき、それに基づいて課税されます。

このご案内は、申告にあたっての所得の内容・控除関係・税金の計算などについて説明してあります。

よくお読みいただいて申告をされますようお願いいたします。

給与所得控除の見直しをはじめ、住民税の算定に関する税制改正がありました。

この見直しは、令和3年度の住民税から適用されます。

令和3年度以前につきましては、該当年度のしおりをご覧ください。

1. 申告が必要な人

○令和7年1月1日現在、大町市に住所のある人で、以下に該当する人

※非課税年金（障害・遺族・老齢福祉年金）を受けている人

※令和6年中に収入がなく、家族等の扶養になっていない人、又は大町市外に住んでいる人の扶養になっている人

※令和6年中に、給与や公的年金以外の収入があった人

例：家内労働者としての収入、配分金、個人年金、事業所得、不動産所得等

※公的年金等の源泉徴収票に記載のない控除がある人

2. 申告をしなくてもよい人

○税務署へ令和6年分所得税の確定申告書を提出する人

○令和6年の収入が、年末調整の済んでいる給与収入だけの人

○令和6年の収入がなく、大町市内に住んでいる人の扶養になっている人

（ただし、国民健康保険加入者や後期高齢者医療保険被保険者及びその世帯員は申告が必要です。）

○収入が公的年金だけで、他に所得がなく、次に該当する人

65歳未満の人	65歳以上の人
公的年金等収入：98万円以下	公的年金等収入：148万円以下

3. 申告用紙

申告用紙は申告相談会会場または税務課税務係（10番窓口）に用意してあります。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

大町市役所税務課税務係 電話(有線) 22-0420 内線 443・444・448

◎所得の種類

種類		収入金額	必要経費
事業	営業等	卸売業、飲食業、小売業、サービス業など営業から生ずる収入 医師、弁護士、税理士、作家、外交員などの事業から生ずる収入	仕入、給料、減価償却、地代、水道光熱、修繕、消耗品等の費用
	農業	農産物の生産、果樹などの栽培、家畜の飼育、わら加工、酪農品の生産などから生ずる収入	
不動産		地代、家賃、貸間、土地や家屋の権利金などの収入	
配当		株式や出資金の配当、余剰金の配分金などの収入 (注) 上場株式等に係る配当所得は、分離課税を選択し、上場株式等に係る譲渡損失と損益通算することができます。	株式の元本を取得するために要した負債の利子
総合譲渡一時		車輛、機械器具などの譲渡収入 賞金、競輪、競馬等の払戻金、生命保険金などの収入	所得費や譲渡費用収入を得るために要した費用
利子		公社債の利子、公社債投資信託の収益の配分金などの収入 (注) 20%の源泉徴収がされているものは、申告不要です。	
山林・退職		山林：山林伐採による譲渡などの収入 退職：退職金や一時恩給など退職により受ける収入	山林：取得費、伐採費など 退職：退職所得控除額
分離短期・長期		土地、建物等の譲渡による収入	取得費や譲渡費用など
株式の譲渡等		売却額	
先物取引に係る所得			
給与		給料、賃金、賞与などの収入 給与収入から給与所得を求めるには、算式で求めることもできます。P3 をご覧ください。	/
雑		作家以外の人原稿料、非営業貸付利子など他の所得に含まれないもの	収入を得るために要した費用
		公的年金等からの収入額 公的年金等の収入から所得を求めるには、算式で求めることもできます。P4 をご覧ください。	/

●事業専従者控除

事業所得や不動産所得がある白色申告者で、生計を一にする親族（15歳未満の人は除きます。）のうちで、1年のうち6カ月を超える期間を白色申告者の営む事業に専ら従事している人であれば、下記の計算式により算出された額を必要経費に算入することができます。

次のいずれか少ない方の金額（1人あたりの専従者控除額）

①50万円（配偶者は86万円）、②事業専従者控除額を引く前の所得額÷（事業専従者の数＋1）

(注) 事業専従者に該当する人は、配偶者控除、配偶者特別控除または扶養控除の対象となりません。

◎所得（給与所得）

給与の収入総額から給与所得を求める方法	
収入金額	計算方法
1円～550,999円	給与所得＝0円
551,000円～1,618,999円	収入総額－550,000円
1,619,000円～1,619,999円	給与所得＝1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	給与所得＝1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	給与所得＝1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	給与所得＝1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	収入総額×0.25（千円未満切り捨て）×2.4＋100,000円
1,800,000円～3,599,999円	収入総額×0.25（千円未満切り捨て）×2.8－80,000円
3,600,000円～6,599,999円	収入総額×0.25（千円未満切り捨て）×3.2－440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入総額×0.9－1,100,000円
8,500,000円～	収入金額－1,950,000円

※次に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が適用されます。

①給与等の収入金額が850万円を超え、次の（1）から（3）のいずれかに該当する場合

- （1）本人が特別障がい者に該当する場合
- （2）年齢23歳未満の扶養親族がいる場合
- （3）特別障がい者である同一生計者若しくは特別障がい者である扶養親族がいる場合

給与等の収入額（1,000万円を超える場合は1,000万円）から850万円を控除した金額の10%に相当する金額を給与所得の金額から控除されます。

【計算式】

$$\left(\text{給与等の所得金額} - 850 \text{万円} \right) \times 10\%$$

$$\left(\begin{array}{l} 1,000 \text{万円超の場合は} \\ 1,000 \text{万円} \end{array} \right)$$

②給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金に係る雑所得の金額があり、合計額が10万円を超える場合

給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金に係る雑所得の金額（10万円を超える場合は10万円）の合計額から10万円を控除した残額を給与所得の金額から控除します。

【計算式】

$$\text{給与所得控除後の給与等の金額} + \text{公的年金に係る雑所得の金額} - 10 \text{万円}$$

$$\left(\begin{array}{l} 10 \text{万円超の場合は} \\ 10 \text{万円} \end{array} \right)$$

$$\left(\begin{array}{l} 10 \text{万円超の場合は} \\ 10 \text{万円} \end{array} \right)$$

◎所得（公的年金等）

公的年金や恩給の所得の速算表（以下の区分により所得を求めます）			
65歳未満の人			
公的年金等収入額 (A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円～2,000万円以下	2,000万円超
～130万円未満	(A)－60万円	(A)－50万円	(A)－40万円
130万円超 ～410万円以下	(A)×75%－27万5千円	(A)×75%－17万5千円	(A)×75%－7万5千円
410万円超 ～770万円以下	(A)×85%－68万5千円	(A)×85%－58万5千円	(A)×85%－48万5千円
770万円超 ～1,000万円以下	(A)×95%－145万5千円	(A)×95%－135万5千円	(A)×95%－125万5千円
1,000万円超	(A)－195万5千円	(A)－185万5千円	(A)－175万5千円
65歳以上の人			
公的年金等収入額 (A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円～2,000万円以下	2,000万円超
～330万円未満	(A)－110万円	(A)－100万円	(A)－90万円
330万円超 ～410万円以下	(A)×75%－27万5千円	(A)×75%－17万5千円	(A)×75%－7万5千円
410万円超 ～770万円以下	(A)×85%－68万5千円	(A)×85%－58万5千円	(A)×85%－48万5千円
770万円超 ～1,000万円以下	(A)×95%－145万5千円	(A)×95%－135万5千円	(A)×95%－125万5千円
1,000万円超	(A)－195万5千円	(A)－185万5千円	(A)－175万5千円

◎所得控除(※所得税の控除額と異なるものがありますので、ご注意ください)

種類	内容	控除金額																										
雑損控除	令和6年中に災害や盗難、横領により資産に損害をうけたとき ①その年の損失の金額 - 総所得金額等の合計額×10% ②損失の金額のうち災害関連支出の金額-5万円	左の①、②のうち多い方の金額																										
医療費控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族のため、令和6年中に支払った医療費 $\left[\begin{array}{c} \text{支払った} \\ \text{医療費の額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{保険金等で補てん} \\ \text{される金額} \end{array} \right] - \begin{array}{c} \text{「10万円」と「総所得金額} \\ \text{等の合計額の5\%」の} \\ \text{いずれか少ない方の金額} \end{array}$	最高限度額 200万円 ※セルフメディケーション税制との併用は出来ません																										
セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例)	あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族のため、令和6年中に支払った効果的なスイッチOTC医薬品購入費 (支払ったOTC医薬品購入額-保険金等で補てんされる金額)-1万2千円 ※申告される方が、健康の保持増進及び疾病の予防への一定の取組を行っている必要があります。	最高限度額 8万8千円 ※医療費控除との併用はできません																										
社会保険料控除	令和6年中に支払った社会保険料 $\left(\begin{array}{l} \text{国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金、} \\ \text{国民年金基金、雇用保険、厚生年金、農業者年金など} \end{array} \right)$	支払った社会保険料の全額																										
小規模企業共済掛金控除	令和6年中にあなたが支払った次の掛金 ①小規模企業共済法に基づく共済掛金 ②確定拠出年金法に基づく企業型年金加入者掛金 または個人型年金加入者掛金 ③地方公共団体が行う心身障害者扶養共済制度の掛金	支払金額の全額																										
生命保険料控除	令和6年中に支払った、あなたやあなたの親族を受取人とする生命保険料や、一定の要件にあてはまる個人年金保険料、介護医療保険料の控除額は次の①、②、③の合計額です。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #e6e6fa;">①平成24年1月1日以降に契約したもの(新契約)</th> </tr> <tr> <th style="width: 50%;">支払額</th> <th style="width: 50%;">控除額</th> </tr> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超 32,000円以下</td> <td>支払保険料×1/2 + 6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超 56,000円以下</td> <td>支払保険料×1/4 + 14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td>28,000円</td> </tr> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #e6f2ff;">②平成23年12月31日以前に契約したもの(旧契約)</th> </tr> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>15,000円超 40,000円以下</td> <td>支払保険料×1/2 + 7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超 70,000円以下</td> <td>支払保険料×1/4 + 17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円超</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #e6ffe6;">③一般の生命保険料、個人年金保険料について、①新契約と②旧契約の両方の控除を適用する場合</th> </tr> <tr> <td colspan="2">①で計算した控除額 + ②で計算した控除額(限度額 28,000円)</td> </tr> </table>	①平成24年1月1日以降に契約したもの(新契約)		支払額	控除額	12,000円以下	支払保険料の全額	12,000円超 32,000円以下	支払保険料×1/2 + 6,000円	32,000円超 56,000円以下	支払保険料×1/4 + 14,000円	56,000円超	28,000円	②平成23年12月31日以前に契約したもの(旧契約)		15,000円以下	支払保険料の全額	15,000円超 40,000円以下	支払保険料×1/2 + 7,500円	40,000円超 70,000円以下	支払保険料×1/4 + 17,500円	70,000円超	35,000円	③一般の生命保険料、個人年金保険料について、①新契約と②旧契約の両方の控除を適用する場合		①で計算した控除額 + ②で計算した控除額(限度額 28,000円)		左記の式で計算した金額 最高限度額 70,000円 ※新契約・旧契約両方の支払がある場合には左記の①～③のうち有利なものを選択することができます。
①平成24年1月1日以降に契約したもの(新契約)																												
支払額	控除額																											
12,000円以下	支払保険料の全額																											
12,000円超 32,000円以下	支払保険料×1/2 + 6,000円																											
32,000円超 56,000円以下	支払保険料×1/4 + 14,000円																											
56,000円超	28,000円																											
②平成23年12月31日以前に契約したもの(旧契約)																												
15,000円以下	支払保険料の全額																											
15,000円超 40,000円以下	支払保険料×1/2 + 7,500円																											
40,000円超 70,000円以下	支払保険料×1/4 + 17,500円																											
70,000円超	35,000円																											
③一般の生命保険料、個人年金保険料について、①新契約と②旧契約の両方の控除を適用する場合																												
①で計算した控除額 + ②で計算した控除額(限度額 28,000円)																												

◎所得控除(※所得税の控除額と異なるものがありますので、ご注意ください)

種類	内容	控除金額	
地震保険料控除	<p>あなたやあなたと生計を一にしている配偶者その他の親族が所有している居住用家屋・生活用動産を保険等の目的とし、地震等を原因とする火災等による損害の額を補てんする保険金等が支払われる契約に基づいて、令和6年中に支払った保険料の控除額は次のとおりです。</p> <p>※一つの保険契約が下記①及び②のいずれにも該当する場合は、いずれか一つの契約のみに該当するものとして控除額を計算します。</p>	<p>左記の式で計算した金額</p> <p>最高限度額 25,000円</p>	
	①地震保険料の支払いがあったとき		
	50,000円以下		支払保険料×1/2
	50,000円超		25,000円
	②旧長期損害保険料(平成18年12月31日までに契約)の支払いがあったとき		
	5,000円以下		全額
	5,000円超 15,000円以下		支払保険料×1/2 + 2,500円
	15,000円超		10,000円
③地震保険料と旧長期損害保険料の支払いがあったとき			
地震保険料控除額+旧長期保険料控除額(最高25,000円)			
障害者控除	<p>あなたやあなたと生計を一にしている配偶者、扶養親族で心身喪失の状況にある人、常に就床を要し複雑な介護を受けている人、知的障害、身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けている人などです。</p>	<p>特別障害者 300,000円</p> <p>同居特別障害者 530,000円</p> <p>その他 260,000円</p>	
寡婦控除	<p>現に婚姻していない合計所得金額が500万円以下である人のうち、次のいずれかに該当する女性</p> <p>①夫と死別している</p> <p>②夫と離別していて、かつ扶養親族がいる</p> <p>※住民票に本人との続柄が「未届の夫」に相当する人がいる場合は、控除の対象外です。</p>	260,000円	
ひとり親控除	<p>次のすべてに該当する人</p> <p>①合計所得金額が500万円以下</p> <p>②生計を一にしており、かつ総所得金額等の合計額が48万円以下である子がいる</p> <p>③現に婚姻していない</p> <p>※性別は問いません。</p> <p>※婚姻歴の有無は問いません。(ただし、住民票に本人との続柄が「未届の夫」または「未届の妻」に相当する人がいる場合は、控除の対象外です。)</p>	300,000円	
勤労学生控除	<p>あなたが大学や高校などの学生や生徒であり、合計所得が75万円以下で、かつ、自己の勤労によらない所得が10万円以下である人</p>	260,000円	

◎所得控除(※所得税の控除額と異なるものがありますので、ご注意ください)

種類	内容					控除金額
扶養控除	令和6年12月31日現在(年の途中で死亡した人は、その死亡の日現在)で生計を一にする親族や都道府県知事に養育を委託された里子、又は養護を委託された老人で、令和6年中の合計所得金額が48万円以下の人					左記のとおり
	16歳以上19歳未満、 23歳以上70歳未満	19歳以上 23歳未満	70歳以上	70歳以上の 同居老親等	16歳未満 ※	
	33万円	45万円	38万円	45万円	控除対象外	
※16歳未満の人については、市・県民税の非課税基準額の算定時に必要です。						
配偶者控除	令和6年12月31日現在(年の途中で死亡した人については、その死亡の日現在)で生計を一にする配偶者で、令和6年中の合計所得金額が48万円以下の人					左記のとおり
	納税義務者の 合計所得金額	控除額				
		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者			
	900万円以下	33万円	38万円			
	900万円超950万円以下	22万円	26万円			
950万円超1,000万円以下	11万円	13万円				
1,000万円超	控除適用なし ※同一生計配偶者の場合、障害者控除は適用される					
配偶者特別控除	納税義務者は、生計を一にする配偶者が控除対象配偶者に該当しない場合には、下表の「納税義務者の合計所得金額」と「配偶者の合計所得金額」の区分に応じた控除が受けられます。 ※配偶者自身が納税者として、この控除の適用を受けている場合には適用不可。					左記のとおり
	配偶者の 合計所得金額	納税義務者の合計所得金額				
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下		
	48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円		
	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円		
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円		
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円		
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円		
	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円		
	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円		
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円			
133万円超	控除適用なし					
基礎控除	合計所得金額				左記のとおり	
	2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	2,500万円超		
	43万円	29万円	15万円	適用なし		

◎税額控除

寄附金税額控除	調整控除																								
<p>都道府県、市区町村、住所地の都道府県共同募金会及び住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金、または公益社団法人、公益財団法人等に対する寄附金のうち、県及び市が条例で定めるものを支払ったとき。</p> <p>① $\left[\begin{array}{l} \text{「令和6年中に支出した寄附金の総額」と} \\ \text{「総所得金額等の30%」とのいずれか少ない方の金額} \end{array} \right] - 2,000 \text{円} \times 10\%$</p> <p>◎都道府県、市区町村もしくは特別区に対する寄附を行ったときは、以下の特例控除が加算されます。</p> <p>② $\left[\begin{array}{l} \text{都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金の額の合計額} \end{array} \right] - 2,000 \text{円}$ $\times (90\% - \text{寄附者の所得税率} \times 1.021)$</p> <p>※控除額の限度額は市県民税所得割額の20%まで</p> <p>○控除額は①・②の合計額を所得割額より控除します。 ※公益社団法人、公益財団法人等に対する寄附金のうち、県および市が条例で定めるものの詳細については、県または市税務課へお問い合わせください。</p>	<p>税源移譲による所得税と個人住民税の人的控除額（扶養控除・基礎控除等）の差に基づく負担増を調整するため、個人住民税の所得割額から次の額が減額されます。</p> <p>※合計所得金額が2,500万円を超える場合、調整控除は適用されません。</p> <p>個人住民税の合計課税所得金額（課税総所得金額・課税山林所得金額・課税退職所得金額の合計額）が200万円以下の場合</p> <p>次の①と②のいずれか少ない金額の5%</p> <p>①所得税との人的控除額の差額の合計額 ②個人住民税の合計課税所得金額</p> <p>個人住民税の合計課税所得金額が200万円を超える場合</p> <p>$\left[\begin{array}{l} \text{人的控除額の差額の合計額} \\ - \\ \text{個人住民税の合計課税所得金額} - 200 \text{万円} \end{array} \right] \text{の} 5\%$</p> <p>ただし、その金額が2,500円未満の場合は2,500円</p>																								
配当控除	住宅借入金等特別税額控除																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配当種類</th> <th colspan="2">課税総所得金額が1,000万円以下の部分</th> <th colspan="2">課税総所得金額が1,000万円超の部分</th> </tr> <tr> <th>市民税</th> <th>県民税</th> <th>市民税</th> <th>県民税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利益の配当等</td> <td>1.6%</td> <td>1.2%</td> <td>0.8%</td> <td>0.6%</td> </tr> <tr> <td>特定証券投資信託の分配 (外貨建等証券投資信託以外)</td> <td>0.8%</td> <td>0.6%</td> <td>0.4%</td> <td>0.3%</td> </tr> <tr> <td>特定証券投資信託の分配 (外貨建等証券投資信託)</td> <td>0.4%</td> <td>0.3%</td> <td>0.2%</td> <td>0.15%</td> </tr> </tbody> </table>	配当種類	課税総所得金額が1,000万円以下の部分		課税総所得金額が1,000万円超の部分		市民税	県民税	市民税	県民税	利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%	特定証券投資信託の分配 (外貨建等証券投資信託以外)	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%	特定証券投資信託の分配 (外貨建等証券投資信託)	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%	<p>平成14年から平成18年及び平成21年から令和6年までに入居した人で、所得税の住宅借入金等特別控除を受けている人は、住民税の住宅借入金等特別控除を受けられる場合があります。</p> <p>※次の①又は②のいずれか少ない額が控除額となります。</p> <p>平成26年3月までの間に入居された方</p> <p>①所得税から引ききれなかった住宅ローン控除可能額 ②所得税の課税総所得金額等×5%（最高97,500円）</p> <p>平成26年4月から令和3年12月までの間に入居された方</p> <p>①所得税から引ききれなかった住宅ローン控除可能額 ②所得税の課税総所得金額等×7%（最高136,500円）</p> <p>令和4年1月から令和7年12月までの間に入居された方</p> <p>①所得税から引ききれなかった住宅ローン控除可能額 ②所得税の課税総所得金額等×5%（最高97,500円）</p>
配当種類		課税総所得金額が1,000万円以下の部分		課税総所得金額が1,000万円超の部分																					
	市民税	県民税	市民税	県民税																					
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%																					
特定証券投資信託の分配 (外貨建等証券投資信託以外)	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%																					
特定証券投資信託の分配 (外貨建等証券投資信託)	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%																					

配当割

一定の上場株式等の配当等の所得に対しては、道府県民税配当割として、配当等の支払いの際、他の所得と区分して 20.315%（所得税 15.315%、住民税 5%）の税率による分離課税が行われます。

また、この場合の徴収は、上記の配当等の支払いをする者（証券会社等）が行います。

なお、この所得については、原則として申告不要とされていますが、申告をした場合は、所得割で課税され、所得割額から配当割額が控除されます。

株式等譲渡所得割

源泉徴収口座を選択した特定口座内の上場株式等の譲渡に係る所得に対しては、道府県民税株式等譲渡所得割として、他の所得と区分して 20.315%（所得税 15.315%、住民税 5%）の税率による分離課税が行われます。

また、この場合の徴収は、上記の譲渡の対価等の支払いをする者（証券会社等）が行います。

なお、この所得については、原則として申告不要とされていますが、申告をした場合は、所得割で課税され、所得割額から株式等譲渡所得割額が控除されます。

◎税額の計算

税 率

税区分	市民税	県民税
均等割	3,000 円	1,500 円
所得割	6%	4%

税額の計算方法

均等割額 + 所得割額 = 年税額
となります。

※所得割額の計算方法

① 収入金額 - 必要経費 = 所得金額

② 所得金額 - 所得控除金額

= 課税標準額

(1,000 円未満切捨て)

③
$$\left(\begin{array}{l} \text{課税標準額} \times \text{税率} \\ - \text{調整控除額} \\ - \text{税額控除額} \end{array} \right) = \text{所得割額}$$

(100 円未満切捨て)

分離課税所得の税率

所得の種類		市民税	県民税	
短期譲渡 所得分	一般所得分	5.4%	3.6%	
	軽減所得分	3%	2%	
長期譲渡 所得分	一般所得分	3%	2%	
	優 良 住宅地	2,000 万円以下	2.4%	1.6%
		2,000 万円超	3%	2%
	居住用	6,000 万円以下	3%	1.6%
6,000 万円超		3%	2%	
株式譲渡に係る 譲渡所得等	非上場株式等	3%	2%	
	上場株式等	3%	2%	
配当所得		3%	2%	
先物取引に係る所得		3%	2%	

※土地や建物、株式などの譲渡所得、分離課税を選択した配当所得及び退職金等は他の所得と分離して課税されます。

※令和 6 年度～ 森林環境税(国税)が住民税均等割と合わせて年額 1,000 円徴収されます。

◎市・県民税の非課税要件

障がい者、未成年者、寡婦、 ひとり親の合計所得金額	135万円以下の方 ※ひとり親控除、寡婦控除のいずれについても住民票の続柄に 「夫（未届）」、「妻（未届）」と記載のある方は対象外。
均等割の非課税要件 (合計所得金額)	28万円×(扶養人数+1)+10万円+16万8千円(注)以下 (注)扶養親族がいる場合のみ加算します。
所得割の非課税要件 (総所得金額等)	35万円×(扶養人数+1)+10万円+32万円(注)以下 (注)扶養親族がいる場合のみ加算します。

◎「納税通知書が送達される時まで」に申告が必要となるもの

市県民税の税額は、所得税の確定申告書等が提出された場合には、原則として申告書に記載された内容に基づいて算定することとされていますが、以下の内容が含まれる確定申告書（市県民税申告書を含む）は、「納税通知書が送達される時まで」に提出しなければ、市県民税には適用されませんので、申告書の提出時期にご注意ください。

納税通知書の発送時期は、給与特別徴収対象者が5月中旬頃、普通徴収対象者及び年金特別徴収対象者が6月上旬頃となります。

- ・ 上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等(令和5年度まで)
- ・ 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除
- ・ 青色、白色事業専従者給与の必要経費算入
- ・ 住宅借入金等特別税額控除（平成30年度分まで）
- ・ 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失や特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除
- ・ 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例 など

※平成31年度税制改正により、平成31年度（令和元年度）分以後の個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の適用について、「納税通知書が送達される時まで」の要件が不要となりました。

※上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等について、所得税と異なる課税方式を希望できましたが、令和4年度税制改正により課税方式を所得税と一致させる改正がなされました。所得税にて選択した課税方式（総合課税又は分離課税）が個人住民税に適用されます。また、申告不要制度（P9参照）を所得税にて選択すれば個人住民税に適用されます。そのため、所得税とは異なる課税方式を希望される場合の「納税通知書が送達される時まで」に市県民税申告書の提出は不要となります。

※「納税通知書が送達される時まで」とは、原則として以下の期日までのことを指しますが、課税決定処理及び納税通知書発送準備の都合上、お早めに確定申告書（市県民税申告書）を提出いただきますようお願いいたします。

○給与からの特別徴収の場合・・・5月31日

○上記以外の場合・・・6月20日（普通徴収第1期納期限の10日前）